

## 佐伯藩の中の幕府領

## 床木村とのトラブル（その二）

佐伯藩士 大津留志右衛門

「永のお暇いしよま」となる

橋本和雄

（会員 佐伯市東町）

「はじめに」

明和七年（一七七〇）二月十九日、佐伯藩足輕大津留志右衛門は、佐伯藩内の幕府領床木村百姓二人との間で争いました。この争いのあつた後日、幕府領床木村百姓二人は大津留志右衛門を許すことが出来ないと、現在の大分市にある幕府領の高松代官所へ訴え出ます。この事により、今まで大津留志右衛門対佐伯藩内幕府領床木村百姓二人との問題が、佐伯藩と幕府との問題へと発展していきます。

佐伯藩は藩主が困難な立場に立たされるかも知れない

からと、その問題解決のため多くの人々が動くところとなりました。

そして日時はかかったものの、何とか解決を見るに至りました。こうした情況の中から、当然佐伯藩士大津留志右衛門の責任問題が起こります。その責任がどのような形となるかは佐伯藩の考えで決まることになるのですが、当時、周りの人々が心配していた様子を、「孫作文書」では次のように伝えています。

①（幕府領）床木村庄屋与太郎は「志右衛門義如様かよう二内さい濟さい仕し候ごみん上ハ御身分御別条なく御勤被成候様相願おつゆなされそうろうあい申候おんい」

②房右衛門（鶉山村庄屋）からも同様な願いが述べられ、そして「御代官川野孫四郎殿へも御願うやまい申上置候」

③「猶又我等（甲斐孫作等）より申上呉候様申候二付つぎ右之御内意申上置候」

こうした動きのなされていた中で、佐伯藩士大津留志右衛門がどのようになっていったかを、孫作文書は次のように伝えています。

一 大津留志右衛門儀病身二罷成候  
付永之御暇被下候様左之通口上書差出候二付寄親長谷川園右衛門願書差出申候

奉願口上書

一 私儀長々病身二御座候二付以御慈悲之上御暇被仰付可被下候はば難有可奉存候右御願申上候以上

四月廿五日

大津留志右衛門印

甲斐孫作殿

右之通年寄吉垣平藏ヲ以申聞候二付其段園右衛門殿江御内意申達候処願書差出候様被仰付左之通相認両通一〇二差上申候処御被見之上志右衛門より差出候書付拙者へ預り置候様被仰御渡被成候

奉願口上書

右之通年寄吉垣平藏ヲ以申聞候二付其段園右衛門殿江御内意申達候処願書差出候様被仰付左之通相認両通一〇二差上申候処御被見之上志右衛門より差出候書付拙者へ預り置候様被仰御渡被成候

寅  
四月廿五日

甲斐孫作印

長谷川園右衛門殿

右之通年寄吉垣平藏ヲ以申聞候二付其段園右衛門殿江御内意申達候処願書差出候様被仰付左之通相認両通一〇二差上申候処御被見之上志右衛門より差出候書付拙者へ預り置候様被仰御渡被成候

「読み下し文」 一、大津留志右衛門儀病身二罷成候  
付永之御暇被下候様左之通口上書差出候二付寄親長谷川園右衛門願書差出申候

川園右衛門殿江願書差出申候

奉願口上書

一 私儀長々病身二御座候二付以御慈悲之上御暇被仰付可被下候はば難有可奉存候右御願申上候以上

四月廿五日

大津留志右衛門印

甲斐孫作殿

右之通年寄吉垣平藏ヲ以申聞候二付其段園右衛門殿江御内意申達候処願書差出候様被仰付左之通相認両通一〇二差上申候処御被見之上志右衛門より差出候書付拙者へ預り置候様被仰御渡被成候

奉願口上書

御組志右衛門儀病身二罷成候二付永之御暇被下候様奉願候右願之通被為仰付被下候はば難有仕合可奉存候以上

寅四月廿六日

甲斐孫作印

長谷川園右衛門殿

右志右衛門願之通永之御暇被下置候段被仰付組意惣

兵衛志右衛門呼出列座之上申渡奉畏候段御請  
申之候今夕方御城下引払候ニ付其段寄親様江申達  
候 尤六組同役中例之通回状差廻し候

「大意」 大津留志右衛門は病身になりましたので永のお暇を下さいますようにと左の通り口上書を差し出して来ましたので、寄親の長谷川園右衛門殿へ願書を差ししました。

奉願口上書

私は長々と病身が続いていますのでお慈悲をかけて下さってお暇を仰せ付け下されば有難く存じます。右お願い申し上げます。

四月廿五日

大津留志右衛門印

甲斐孫作殿

右之通り年寄(註一)吉垣平藏から聞きましたのでその事を園右衛門殿へ非公式に申しましたら願書を差し出すよう仰せ付けられました。それで左の通りあいしたため両通一緒にして差し上げましたところ、ご覧になった上志右衛門から差し出された書付は拙者へ預かつておくようにと云われてお返しになりました。

奉願口上書

おん組志右衛門は病身になりましたので永のお暇を下さいますようお願いいたします。右願いの通りになされて仰せ付け下されますれば有難き仕合わせと存じ奉る可候以上

寅四月廿六日 甲斐孫作印

長谷川園右衛門殿

志右衛門は願いの通り永のお暇を下し置かれるよう仰せ付けられました。(そして)組の喜惣兵衛・志右衛門を呼び出し列座の上で申し渡しました。(この述べられた事を)かしこみ奉りますとお請けいたしました。(其の後志右衛門は)今日の夕方ご城下を引払いました。その事を寄親様へ申し達しました。もつとも六組の人々へ例の通り回状で知らせました。

「検討」

佐伯藩士大津留志右衛門と佐伯藩内幕府領床木村百姓二人連れとの争いは、当初私的なものでした。けれど幕府領床木村百姓二人が志右衛門を許すことが出来ない、現在の大分市鶴崎にあった高松代官所へ訴えます。その訴えを受けた高松代官所がどのように対処していくことになるかは、「弥生町誌」に書かれた次の内容が参考となります。(那方町方御用日記)安永元年

(一七七二)のことである。三月佐伯藩へ高松代官所(大分市)から一通の訴状が参考資料とともに送られてきた。訴状は幕府領床木村の与太郎・与右衛門が高松代官所に訴え出たものであった。「(弥生町誌)三九三―三九四頁」これは幕府領床木村と佐伯藩領海崎村との米の貸借をめぐつてのものであります。年代が一七七二年の事です。大津留志右衛門の起こしたトラブルが一七七〇年ですから、その差は僅か二年です。従つて充分に参考として考えられる事例です。今回の場合幕府領床木村より訴えてきた事柄を、高松代官所は佐伯藩に示す事は無かつたと思われまゝ。孫作文書の中にもそうした事柄は全く書かれていません。高松代官所から連絡のないうちに、佐伯藩の人々の動きによつて解決をみたものといえます。佐伯藩として残された問題は、今回のトラブルの基となつた大津留志右衛門を、どのように措置するかという事でした。佐伯藩の対処の内容を孫作文書は次のように記録しています。

①足軽大津留志右衛門は、上司にあたる足軽小頭甲斐孫作へ、口上書でもつて「永のお暇ながのおいとま」を願ひ出ます。その理由を「長々病身」のためとしています。この口上

書は明和七年(一七七二)四月廿五日に出されたものです。大津留志右衛門が幕府領床木村の百姓二人と争つたのは、この時点より二ヶ月を少し越えた前の事です。とすると、口上書で「長々病身」としているのは志右衛門の実情に合つていない事は明らかだと云えます。にもかかわらずそうした状況を承知の上で、「長々病身」と書かせていつたのは、佐伯藩の意向に外ならないと考えます。

②次の日の四月廿六日、甲斐孫作は寄親よりおやである長谷川園右衛門へ、大津留志右衛門からの永のお暇ながのおいとまの願ひを口上書として差し出します。この願ひは直ちに承認され、この後、長谷川園右衛門は喜惣兵衛並びに志右衛門を呼び出します。そして列座した面前で志右衛門からの「永のお暇ながのおいとま」の願ひを申し渡します。(志右衛門と一緒に呼び出された喜惣兵衛は同じ足軽身分であり、大津留志右衛門へ申し渡す事を同席して聞いたりする介添的な役を果たしていると考えられます。というのも、この日よりだいぶ後(一七七六年十二月)に孫作文書へ喜惣兵衛の名が見られ、同一人物と考えられるからです。)

③「永のお暇」を申し渡された大津留志右衛門は、その日の夕方には佐伯城下を引き払っています。その事を甲斐孫作は寄親へ報告すると共に、甲斐孫作を長とする組内には回状で知らせました。

以上が大津留志右衛門に対する佐伯藩の措置でした。佐伯藩と藩内幕府領床木村の間にトラブルの起きたのが二月十九日です。そのトラブルが解決したのは三月十三日でした。そして大津留志右衛門への措置を一日のうちに行ってしまうという迅速さを見せたのは四月廿六日でした。トラブル解決から一ヶ月半近くの長期間の後に、大津留志右衛門に対する佐伯藩の措置が行われているのです。幕府領床木村は無傷のままという事になります。こういう結果となった事については色々と考えられますが、孫作文書から云えるのは次の事柄です。

1. 藩主を困難な立場に立たせてはならない。そのような事態を引き起こす家臣は罰するにやぶさかでない。(大津留志右衛門はこの線上にあったと考えられます。)

2. 佐伯藩の人々は、佐伯藩内の幕府領との争いは避けなければならない。何故なら幕府領との争いは佐伯藩の意向では左右出来難いからです。

「結び」佐伯藩と藩内にある幕府領床木村との間で起きたトラブルはその結末を見ていくと、佐伯藩だけが大きなダメージをこうむり、一方の幕府領床木村はそうでなかったと云わざるを得ません。幕府領天領は保護された状態にあり、佐伯藩内にありながら佐伯藩の手が全く届かない面もあると云わざるを得ません。そうであるだけに佐伯藩にとって藩内の幕府領天領の存在は頭の痛いものである事を、この事例においても強く私達に語りかけてきます。

〔註一〕年寄 佐伯藩の足輕は組を作り、この年代には一組から六組までありました。それぞれの組は足輕小頭が統率しています。また各組にはその組を預かる「寄親」と呼ぶ上士がいます。この足輕それぞれの組の中に「年寄」と呼ぶ人々が何人か居り、それは寄親から仰せつかう役です。役割は足輕組内若年の人達へ勤方等を教え、指導していく事にあります。孫作文書の中に、その様子を伝える次のような文書があります。

一安永五丙申年十二月朔日寄親長谷川園右衛門様より石右衛門・悦右衛門・嘉野右衛門・喜惣兵衛・小市右衛門・善作右六人召連罷出候様被仰付夜二入召連罷出候処石右衛門・悦右衛門・嘉野右衛門三人組方年寄役申付候諸事組方若手之者共勤方万事を……(以下略)